

# **U-mobile S 利用規約**

**令和3年1月1日版**

株式会社U-NEXT（以下、「当社」といいます）は、U-mobile Sに関する利用規約（以下、「本規約」といいます）を以下の通り定め、これにより U-mobile Sを提供します。

## 第一章 総則

### 第1条（利用規約の適用）

1. 本規約は、当社が提供する U-mobile S（以下、「本サービス」といいます）の利用条件について定めるものです。本サービスのご利用にあたっては、本規約をよくお読みのうえ、ご理解いただいたうえでお使いください。本サービスの利用開始をもって、本規約に同意したものとみなします。
2. 利用者（契約者のほか、契約者以外に利用者が存在する場合の当該利用者を含むものとし、以下、同様とします）が本サービスを利用するにあたっては、本規約が適用されます。ただし、契約者のみに適用される条項についてはこの限りではありません。
3. 当社は、本規約を当社が運営する Web サイト（以下、「当社 Web サイト」といいます）に掲載する方法またはその他当社が別途定める方法により、利用者に周知します。
4. 契約者は、本規約およびその他の本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。
5. 当社は本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は変更後の規約によります。

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、次の通りとします。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用を希望する者
契約者	本サービスの契約者
利用契約	本サービスの利用に関する契約
携帯電話事業者	当社とワイヤレスデータ通信の提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者
ワイヤレスデータ通信	携帯電話事業者の提供による無線データ通信
料金月	契約日を起算日とし、1の暦月における起算日（該当日がない場合は当該暦月の末日とします。以下、同様とします）から次の暦月における起算日の前日までの期間
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器
自営端末機器	利用者がSIMカードを利用するため自ら用意する端末機器
SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、本サービスの提供にあたり本規約にもとづき

	当社から貸与されるもの
協定事業者	当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者 (携帯電話事業者を含みます)
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額、ならびに、地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額

### 第3条 (契約の単位)

当社は、一の本サービス毎に一の利用契約を締結するものとします。

### 第4条 (本サービス)

本サービスは、携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。

### 第5条 (当社からの告知)

1. 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、当社 Web サイトにおいて随時告知いたします。
2. 当社が必要と判断した場合、当社は、本サービスのご利用に関して必要となる事項を、ユーザー登録をしている利用者、および第6条(申込み)にもとづき契約者情報を登録した契約者に対し、その指定する連絡先宛てに個別に通知することがあります。

## 第二章 利用の開始および終了

### 第6条 (申込み)

1. 申込者は、本規約に同意したうえで、当社所定の方法により申込みを行うものとします。
2. 本サービスのうち、当社が指定するサービスにおいては、申込期限を設けています。期限後は、当該本サービスの申込みを行うことはできません。
3. 申込者は、本条第1項の申込みにあたり、当社所定の契約者情報(支払にかかるクレジットカード情報を含みます)を提供するものとします。
4. 当社は、次の場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 申込内容に記入もれ、誤記、または虚偽の記載があるとき。
  - (2) 申込者が料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - (3) 申込者が過去に本規約に違反した事実があったとき。
  - (4) その他、当社の業務の遂行上著しい支障があると判断するとき。
5. 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾し、当社所定の手続きを完了した日に成立するものとします。

### 第7条 (契約者による解約)

1. 契約者が本サービスの利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法により解約申込みを行うものとします。
2. 利用契約の解約日は、解約申込み日の属する暦月または料金月(いずれによるかは当社が指定するものとし、以下、同様とします)の末日とします。ただし、当社の

解約手続きの都合上、解約日翌日の一定時間内において本サービスを利用できる場合があり、この日に利用があった場合は、解約日は同日に変更となります。

3. 本条第2項にかかわらず、当社が指定するサービスの利用契約の解約日は、解約申込みが完了した日とします。

#### 第8条（利用権の譲渡）

本サービスの利用者は、利用権を譲渡することはできません。

### 第三章 料金

#### 第9条（料金）

1. 当社が提供する本サービスの料金は、初期手数料、月額基本料、手続きに関する料金およびユニバーサルサービス料等（以下、総称して「月額利用料」といいます）、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
2. 当社が貸与したSIMカードを紛失、破損した場合およびその他の理由によりSIMカードを当社に返却しない場合、契約者は、当社が別途料金表に定めるSIMカード損害金を支払う義務を負うものとします。
3. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。
4. 前3項および第12条（割増金および延滞利息）の規定等により、当社が別途料金表に定める料金は税抜表記とし、当該料金およびその消費税相当額を加算した額をお支払いいただくものとします。

#### 第10条（料金の支払義務）

1. 本サービスのうち、当社が指定するサービスにおいては、あらかじめパッケージを購入したうえで、利用契約をお申し込みいただきます。この場合、パッケージの代金は、申込みの前後または利用開始の前後を問わず、利用者の都合により本サービスを利用できない場合または利用しない場合であっても、ご返金はいたしません。
2. 本サービスの契約者は、利用契約の開始日（当社所定の手続きを経て当該サービスの利用が可能になった日をいいます）から利用契約の終了日が属する暦月または料金月の末日までの期間について、本サービスの利用料金を支払うものとします。
3. 月額利用料を暦月で課金する場合、本サービスの月額基本料は、利用開始日が属する暦月に限り日割り計算します。なお、ユニバーサルサービス料については利用開始月、利用終了月のいずれも日割り計算は行いません。
4. 月額利用料を料金月で課金する場合、本サービスの月額基本料については、利用開始月、利用終了月のいずれも1料金月に満たない利用期間が生じないため、日割り計算は行いません。

#### 第11条（料金の支払方法等）

1. 本サービスの利用料金は、当社が別途定める場合を除き、クレジットカードにより支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金の支払は、契約者が本サービスの申込みにおいて当社に届けたクレジットカード会社の規約にもとづくものとします。

3. 当社が指定するサービスについては、毎月の課金日その他必要な時点において、当社所定の基準によりクレジットカードの与信枠を設定することがあります。

#### 第12条 (割増金および延滞利息)

1. 本サービスの契約者が料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同様とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税を加算しないこととされている料金にあってはその免れた額の2倍に相当する額）を割増金として当社が別途定める方法により支払うものとします。
2. 本サービスの契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、同様とします）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、当該料金その他の債務その他、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。

#### 第13条 (過払金の取扱い)

第9条（料金）または第12条（割増金および延滞利息）に定める金銭が支払われた場合であって、契約者が通常支払うべき金額を超える金額を当社に支払ったときは、当社の定める時期および方法により、契約者に差額分を返金します。ただし、返金に要する費用は契約者が負担するものとします。

### 第四章 利用方法

#### 第14条 (利用者情報の取得)

1. 当社は、利用者から、以下の各号に掲げる情報（以下、総称して「利用者情報」といいます）を取得するものとします。
  - (1) 契約者が本サービスの利用契約を申込むにあたり、第6条（申込み）にもとづいて当社に提供する情報：契約者情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号等）
  - (2) 契約者が、利用者の本サービスの利用にあたり、当社に提供する情報：ユーザー登録情報（氏名、住所、生年月日、電話番号、会社名等）
  - (3) その他、当社が本サービスの提供に付随して取得する情報：その他情報（請求明細、残存している利用可能時間・利用可能通信量・利用可能期間等）
2. 当社は、ご契約内容の変更または解約申込みについて、利用者情報の提供を条件とする場合があります。また、契約者が利用者情報の全部または一部を提供しない場合、当社のサポートサービスを提供できない場合があります。

#### 第15条 (利用者アカウントの発行)

当社は、利用者情報を提供した契約者に対し、利用者アカウントを発行し、当社所定の方法により、ご利用中のサービスに関する情報を提供します。

#### 第16条 (利用者アカウントの管理)

1. 契約者は、利用者アカウントのID、パスワード、その他利用者アカウントの認証のための情報（以下、「アカウント情報」といいます）を自己の責任において管理す

- るものとし、契約者が法人または団体である場合、本サービス 1 個に対するアカウント情報は 1 つとし、法人または団体の管理担当者が管理するものとし、
2. 利用者のアカウント情報が、契約者と他者により同時に、または他者のみによって使用された場合、本サービスの通常の機能が失われることがあります。

#### 第 17 条 (氏名等の変更の届出)

1. 契約者は、当社に提供した利用者情報に変更が生じた場合には、当社所定の方法により、当社に届け出るものとし、
2. 利用者情報に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときは、当社から利用者に対する通知は、当社に届出られている利用者情報にもとづいて行われ、当該通知をもってその通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなされるものとし、

#### 第 18 条 (自己責任の原則)

1. 利用者は、本サービスを利用して行った、自己の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 利用者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとし、

#### 第 19 条 (禁止事項)

1. 利用者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとし、
  - (1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。他人の財産、プライバシーまたは肖像権を侵害する行為
  - (2) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (3) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
  - (4) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
  - (5) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (7) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
  - (8) 自己の ID 情報を他人と共有しまたは他者が共有しうる状態に置く行為
  - (9) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
  - (10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為
  - (11) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
  - (12) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為
  - (13) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為

- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
  - (16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - (18) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者として掲載等させることを助長する行為
  - (19) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
  - (20) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
  - (21) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為
  - (22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
  - (23) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
  - (24) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為
  - (25) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為
  - (26) 自動ダイアリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
  - (27) SIM カードに登録されている電話番号、その他の情報を変更または消去する行為
  - (28) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為
  - (29) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害する行為
  - (30) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
2. 前項の規定は、利用者がこれらの禁止事項を行わないよう、当社に情報の監視または削除等の義務を課すものではありません。前項に定める禁止事項が行われ、当社がこれらの情報の監視または削除等を行わなかったことにより利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第20条（他のインターネットサービス）

1. 利用者は、本サービスを利用して当社以外の者が管理、運営する Web サイト等のインターネット上のサービス（以下、「他のインターネットサービス」といいます）にアクセスする場合は、第19条（禁止事項）第1項各号に該当する行為を行わないものとします。また、他のインターネットサービスの管理者から当該サービスの

利用に係わる注意事項が表示されているときは、利用者はこれを遵守するものとします。

2. 当社は、他のインターネットサービスに関し、一切責任を負いません。
3. 利用者は、他のインターネットサービスを利用する場合においても、第18条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。
4. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより、インターネットに接続された世界中のいずれのサイトにもアクセスできることを保証するものではありません。

#### 第21条 （利用者の設備等にかかる維持責任）

利用者が本サービスを利用するために必要となる設備については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

#### 第22条 （著作権等）

1. 利用者は、本サービスの利用に関して当社が利用者に提供するソフトウェア、マニュアルその他情報（以下、「ソフトウェア等」といいます）（映像、音声、文章等を含みます。以下、同様とします）に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、当社または当社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 利用者は、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。利用者は、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製を行わないものとし、ソフトウェア等を Web サイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製を行わせてはならないものとします。
3. 利用者は、本サービスの利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。
4. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても当社に損害を与えないものとします。

#### 第23条 （利用者情報の取扱い）

1. 当社は、利用者情報について、善良な管理者としての注意をもって管理します。
2. 当社は、利用者情報を以下の目的にのみ利用し、法令にもとづいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者に開示しないものとします。
  - (1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）（以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます）その他法令に定められた不正利用防止の目的
  - (2) 月額課金制のサービスの利用料金を回収する目的
  - (3) 利用者に対するサポートサービスを円滑に提供する目的
  - (4) 利用者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールまたは郵便等で通知をする目的
  - (5) 商品開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する目的
  - (6) 利用者から事前の同意を得た場合
3. 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下、本条において同様とします）を求められたときは、当該契約者に対し、



契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

#### 第24条 (他の電気通信事業者への情報の通知)

契約者は、第7条(契約者による解約)または第28条(当社による利用契約の解除)の規定にもとづき契約を終了した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合、または第23条(利用者情報の取扱い)第3項に定める契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求にもとづき、氏名、住所、電話番号、生年月日および支払状況等の情報(契約者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります)を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

### 第五章 利用の中断、一時中断、利用の停止および解除

#### 第25条 (利用の中断)

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中断することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第34条(通信利用の制限)または第35条(通信時間等の制限)により通信利用を制限するとき。
  - (3) 携帯電話事業者の規定により通信利用を制限するとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中断するときは、第5条(当社からの告知)によりあらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 本条にもとづく利用の中断があっても、本サービスの利用料金は発生します。
4. 当社は、本条にもとづく利用の中断について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

#### 第26条 (契約者からの請求による利用の一時中断)

1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断を行います。
2. 前項にもとづき利用の一時中断を受けた契約者が利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3. 利用の一時中断および利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから一定時間経過後に完了します。利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、利用者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
4. 当社は、前項の規定により利用の一時中断または利用の一時中断の解除の手続きが完了したときは、第5条(当社からの告知)第2項によりその旨を契約者に通知します。
5. 利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金は発生します。

#### 第27条 (利用の停止)

1. 当社は、本サービスの仕様として定める場合の他、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、当該本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 当該本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます）。
  - (2) 申込みが必要なサービスについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。
  - (3) 第11条（料金の支払方法等）第3項に定める与信枠の設定ができないとき。
  - (4) 第17条（氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき、または、当該規定により届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
  - (5) 第23条（利用者情報の取扱い）第3項に定める契約者確認に応じないとき。
  - (6) 第31条（自営端末機器）の規定に違反し、SIMカードを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
  - (7) 当該サービスにより、本規約で禁止する行為が行われたとき。
  - (8) 当該サービスにより、当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
  - (9) 当該サービスが他の利用者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
  - (10) 当該サービスが違法な態様で使用されたとき。
  - (11) 当該サービスで1年間ワイヤレスデータ通信を利用しなかったとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則として契約者に対する特段の通知は行いません。ただし、ユーザー登録により契約者に対する通知方法が当社に判明する場合は、通知することがあります。
  3. 本条にもとづく利用の停止があっても、データ通信オプションサービスの利用期間に変更はありません（利用の停止の間、利用期間の進行が停止するものではありません）。
  4. 本条にもとづく利用の停止があっても、本サービスの利用料金は発生します。
  5. 当社は、本条にもとづく利用の停止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部のご返金はいたしません。

## 第28条 （当社による利用契約の解除）

1. 当社は、第27条（利用の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、なおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。
2. 当社は、利用者が第27条（利用の停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障が認められるときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 当社は、契約者が届け出たクレジットカードの会員資格が喪失された場合、クレジットカードの有効期限が満了している場合、クレジットカードの利用限度額を超過した場合、その他の事由によりクレジットカード会社（クレジットカード決済代行業者を含みます）から利用料金の決済を受けられないことが判明した場合、当社所定の基準により利用契約を解除することがあります。
4. その他、当社が指定するサービスにおいて、一定の期間内に利用された通信量の合計が当社所定の基準を下回る場合は、当社はその利用契約を解除することがあります。
5. 第27条（利用の停止）第2項および第3項の規定は、本条により当社が利用契約を解除する場合に準用します。

## 第六章 端末機器およびSIMカード

### 第29条 (端末機器利用にかかる利用者の義務)

1. 利用者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下、「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。
2. 利用者は、端末機器について次の事項を遵守していただきます。
  - (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
  - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 端末機器に登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。

### 第30条 (SIMカード等の修理)

契約者は、SIMカードの故障・破損等によりSIMカードを通信に利用することができなくなったときは、原則として当社のコンタクトセンターを経由して、当社に対しSIMカードの修理を請求することができます。

### 第31条 (自営端末機器)

1. 利用者は、SIMカードの利用にあたっては、技術基準に適合し、ワイヤレスデータ通信に対応した自営端末機器を自ら用意するものとします。
2. 利用者は、SIMカードを利用している自営端末機器が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用を中止するものとします。

### 第32条 (SIMカードの貸与)

1. 本サービスに含まれるSIMカードは当社から利用者に貸与されるものです。
2. 利用者は、貸与されたSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 利用者は、貸与されたSIMカードを改造してはならないものとします。
4. 利用者は、SIMカードに登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去してはならないものとします。
5. 利用者は、利用終了後、速やかにSIMカードを当社に返還するものとします。

## 第七章 ワイヤレスデータ通信

### 第33条 (通信区域)

1. ワイヤレスデータ通信の通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。ワイヤレスデータ通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合には限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。
2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、ワイヤレスデータ通信が利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

#### 第34条 (通信利用の制限)

1. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または、携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づいて携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

#### 第35条 (通信時間等の制限)

1. 第34条(通信利用の制限)の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするとき、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定にもとづき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置(当社、または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます)をとることがあります。
3. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。
4. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、ワイヤレスデータ通信を円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。
5. 前4項の場合、利用者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限を実施するため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

#### 第36条 (通信時間の測定)

ワイヤレスデータ通信にかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。

- (1) 通信時間は、双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします。)から起算し、発信者または着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(協定事業者の機器を含みます)により測定します。
- (2) ただし、契約回線の故障等、通信の発信者または着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第34条(通信利用の制限)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、協定事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

## 第八章 保守

### 第37条 (当社の維持責任)

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

### 第38条 (修理または復旧)

1. 当社は、当社または協定事業者の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。
2. 当社は、当社または協定事業者の電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化または消失したことにより利用者に損害を与えた場合、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

### 第39条 (保証の限界)

1. 当社は、本サービスによるワイヤレスデータ通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。
2. 当社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

## 第九章 損害の賠償

### 第40条 (当社の責めに帰すべき事由による損害)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用できない状態（そのサービスにかかる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、同様とします）となり、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合における賠償は、月額基本料から、当社が適当と認める金額を減じる方法により行います。ただし、当社は状況に応じて、これとは別の方法により賠償を行う場合があります。
3. 前項各号の場合において、付与する利用期間は、本サービスが全く利用できない状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下、同様とします）を24時間ごとに数えて得た日数（以下、「利用不能日数」といいます）に限るものとし、減じる金額は、利用不能日数に相当する金額に限るものとします。
4. 前項にかかわらず、利用者が、本サービスの利用不能により通常生ずべき損害を賠償するためには当該利用不能期間を超える利用期間を付与すべきであること、または、当該利用不能期間に相当する金額を超える金額を減じるべきであることを証明した場合は、この限りではありません。

5. 前4項の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合は適用されないものとします。

#### 第41条 (協定事業者の責めに帰すべき事由による損害)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、協定事業者が当社に提供する接続サービスの障害等、協定事業者の責めに帰すべき事由により本サービスを提供できなかった場合であって協定事業者から当社に対し損害が賠償された場合に限り、当該賠償額を、本サービスを利用できなかった利用者全員に対する損害賠償の総額とし、付与すべき利用期間または減じるべき金額に換算したうえで、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合における賠償の方法は、第40条(当社の責めに帰すべき事由による損害)第2項の規定が準用されるものとします。

#### 第42条 (不可抗力免責)

天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、利用者が本サービスを利用できなかったときは、当社は、一切その責任を負わないものとします。

#### 第43条 (本サービスの利用または利用不能から派生した損害)

1. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます)について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証も行いません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失もしくは第三者に対する漏洩による損害について、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの不具合その他の瑕疵、利用者による本サービスの利用もしくは利用不能、または利用者に対するサポートサービスの提供もしくは提供不能の結果として生ずる利用者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの侵害、その他利用者が被った一切の金銭的および非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、当社の故意または重大な過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第44条 (損害賠償額の上限)

当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該利用者から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合、または第41条(協定事業者の責めに帰すべき事由による損害)に規定する場合はこの限りではありません。

## 第十章 サポート

#### 第45条 (サポート)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスの利用期間中、本サービスの利用に関する技術サポートを提供します。

2. 当社は、前項に定めるものを除き、利用者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
3. 当社は、利用者に提供している本サービスのアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
4. 当社は、本サービスの利用に関する一般的な技術情報を除く、いかなる技術情報も提供する義務を負いません。

#### 第46条 (情報の収集)

1. 当社は、本サービスに関し、利用者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。利用者から必要な情報が提供されない場合、十分な技術サポート等を提供できないことがあります。
2. 当社は、前項により当社が利用者から収集した情報について、技術サポートのほか、当社サービスの提供に伴う利用者の本人確認、アフターサービス、新商品およびキャンペーン情報等のご案内ならびに商品開発およびサービス向上等のための調査に利用することがあります。ただし、利用者を特定できる形で公開することはありません。

### 第十一章 雑則

#### 第47条 (携帯電話事業者との契約)

契約者は、本サービスを利用するにあたり契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約される場合があることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込および解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

#### 第48条 (サービスの廃止)

1. 当社は、技術仕様の変更等により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、本サービスの廃止日までに相当な期間において、第5条（当社からの告知）の方法により利用者に告知します。

#### 第49条 (分離性)

本規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を維持するものとします。

#### 第50条 (準拠法)

本規約は、日本国法を準拠法とします。

#### 第51条 (協議)

当社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

#### 第52条 (管轄裁判所)

当社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は平成 29 年 3 月 22 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日一部改定

平成 30 年 1 月 1 日一部改定

令和元年 7 月 1 日 一部改定

令和 3 年 1 月 1 日 一部改定



別紙  
料金表

第1 月額基本料

1 月額基本料の適用

料金プラン	ア 料金プランには次の種別があります。			
	サービス	プラン	単位	月額基本料(税抜)
	U-mobile S	データ専用 1GB	1 契約ごとに	月額 880 円
		データ専用 3GB		月額 1,580 円
		データ専用 7GB		月額 2,980 円
データ専用 30GB		月額 4,980 円		
イ 契約者は、いずれかの料金プランを選択していただけます。				

第2 通信の制限

1 通信量の適用

通信の条件	各プランの通信の条件は以下のとおりです。		
	サービス	プラン	制限内容
	U-mobile S	データ専用 1GB	月間の通信データ量が料金月内に1GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
		データ専用 3GB	月間の通信データ量が料金月内に3GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
		データ専用 7GB	月間の通信データ量が料金月内に7GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
		データ専用 30GB	月間の通信データ量が料金月内に30GBを超えたことを当社が確認した後の通信について、速度を制限させていただきます。
※各プランのデータ容量を超過した場合、通信速度を送受信最大 200kbps に制限させていただきます。			

第3 手続きに関する料金

1 手続きに関する料金の適用

(1) 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

料金種別	内容	単位	料金 (税抜)
登録事務手数料	契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料	1 枚ごとに	3,000 円

	金	
SIM カード再発行手数料	本 SIM カードを再発行する際に、支払いを要する料金	3,000 円
SIM 発行手数料	本 SIM カードを通信可能とする際に、支払を要する料金	384 円

(2) SIM 発行手数料の適用除外

SIM カードを再発行する場合において、SIM カードの初期不良、およびユーザーの責によらない不良による再発行の際には、SIM 発行手数料は、(1)欄の規定にかかわらず、適用しません。

(3) 手続きに関する料金の減免

当社は、(1)手続きに関する料金の種別の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

第4 ユニバーサルサービス料

1 ユニバーサルサービス料の適用

(1) 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要します。

料金種別	内容	単位	料金 (税抜)
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金であり、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があったときは、料金額を見直します。	1 契約ごとに	当社 WEB サイトにて規定 (法令に基づき変更されます。都度ご確認をお願いします)

第5 SIM カード損害金

1 SIM カード損害金の適用

料金種別	内容	単位	料金 (税抜)
SIM カード損害金	本 SIM カードを当社に返還すべき場合において、サービス解約月の翌月 15 日までに当社が貸与した本 SIM カードを当社の指定する場所に返還しない場合、SIM カード損害金の支払いを要します。	1 枚ごとに	2,000 円

以上